

小水審答申 第 1 号
令和 5 年 1 2 月 5 日

小川町上下水道事業
小川町長 島 田 康 弘 様

小川町水道審議会
会 長 松 岡 良 治



水道料金改定について (答申)

令和 5 年 6 月 2 9 日付小水第 5 8 2 4 0 号で諮問がありました標記の件について、当審議会で審議を行った結果を別紙のとおり答申します。

別紙

1 答申事項

審議会では、町長から諮問された水道料金の改定について、委員10名で水道事業の現状と見通しについて整理し、適正な料金水準、新料金体系について4回に渡り慎重に審議を行った。

安定した水の供給を維持し、水道事業の健全な経営を図る必要があることから、次の結果に至った。

- ・適正な料金水準として、21%程度の料金改定はやむを得ないものであること。また、改定後の水道料金は、別表のとおりとすること。
- ・改定の時期は、十分な周知期間を設けた上で令和6年中に行うこと。
- ・新料金体系は、用途別体系から口径別体系に改め、「二部制・口径別料金体系・逦増型段階別従量料金」とすることが適当であること。
- ・基本水量制は維持すること。

2 答申理由

(1) 水道事業の現状及び見通し並びに適正な料金水準

本町の水道事業は、令和3年2月10日付小水審答申第1号にて「青山浄水場（ろ過地・浄水池）の更新計画について」にて当審議会の答申を行っているが、県水の受水量の調整がつかないことから浄水場の更新規模、処理方法等が定められず更新計画が進められない状況となっている。

この間においても、給水人口の減少、節水機器の普及に伴い給水収益の減少が続いている。さらに、人件費、資材費等の高騰により水道事業の維持に必要な経費が上昇し、電気料金も国際情勢、為替の影響を受け不安定な状況となっている。管路や浄水場等の水道施設も老朽化し、令和4年度決算では料金回収率^{*}は94%となっており、給水に係る経費が水道料金で賄えていない状況である。今後は、県水の値上げも見込まれている状況である。

現行料金を据え置きにした場合、今後10年間で給水収益は0.6億円の減少が見込まれ、料金回収率は82%に低下し、赤字が継続する予測となっている。

適正な料金水準の検討に当たり、収益的収支において早急に赤字を解消し、今後10年間の黒字を維持すること、現金預金残高が3億円を下回らないことを目標に財政収支予測を行い、総括原価方式により水道料金を算定したところ、供給単価ベースで21%程度の料金改定が必要であるとの結果になった。

本町は消費税率改定を除くと、平成8年から25年以上料金改定を行っておらず、また安定した水の供給を維持するためには、健全かつ持続可能な水道事業運営を実現する必要がある。

これらのことから、21%程度の料金改定はやむを得ないとの考えに至った。なお、料金改定の時期は、十分な周知期間を設けた上で、令和6年中が適当である。

※料金回収率：給水に係る経費が、どの程度水道料金（給水収益）で賄えているかを表した指標で、経費の回収率のこと。100%を下回っている場合、給水に係る経費が水道料金で賄えていないことを意味する。

(2) 料金体系

料金改定に当たり、用途別料金体系と口径別料金体系について、水道料金改定の手引き（平成29年3月公益社団法人日本水道協会）に示されている条件である、「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」、「費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」の観点で比較を行った。

本町は、「二部制・用途別料金体系・逦増型段階別従量料金」を採用している。このうち用途別料金体系は、使用目的を料金設定の根拠としているが、自宅を仕事用で使う場合等もあり、設定根拠となる使用用途の明確な基準を設けることが難しいとされている。また、同一の口径（同一の給水能力）であっても用途により料金の差が生じている。

一方、口径別料金体系は、使用する口径の大きさといった明確な基準に基づいて料金の設定を行うことになることから、使用している給水装置の能力に応じた費用負担と明確な料金設定の面から公平性においてより優位である。現在、全国的に用途別料金体系から口径別料金体系への変更が進んでおり、県内では84%の事業者が口径別料金を採用している。

これらのことから、より公平な費用負担と明確な料金設定を実現するため、用途別料金体系から口径別料金体系に移行し、新料金体系は「二部制・口径別料金体系・逦増型段階別従量料金」とすることが適当である。

(3) 基本水量制の維持

基本水量制とは、「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、町民に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るために導入されたものである。

基本水量制の課題としては、節水しても基本水量内では料金が定額であり、不公平感があること、生活形態の多様化等により、使用水量が基本水量よりも少ない水道使用者が増えていることが挙げられる。

基本水量を廃止にした場合、口径の区分ごとに料金改定率に大きな差が生じ、基本水量内の使用者の改定後の料金も激変することになる。

本町は、月10m³までは基本料金内としている。県内事業者では、基本水量

廃止の動きもあるものの、63%の事業者が基本水量制を採用している状況である。また、今回の料金改定では、21%程度の料金改定、口径別への変更など大きな変革を迎えることになる。

これらのことを踏まえ、激変緩和の観点から現状維持とすることが適当である。

3 付帯意見

- ・料金改定の実施に当たっては、特に今回の料金改定率が高いことに留意し、十分な周知期間を設け、事前に使用者に周知し、理解を得られるよう取り組むこと。
- ・財政収支の改善を料金改定のみ依存するのではなく、業務改善・合理化を推進し、経費を縮減、経営の安定化を図ること。
- ・基本水量制については、廃止をする事業者もあることから他事業者の動向を注視し、検討を継続していくこと。
- ・浄水場の更新計画は水の安定供給の根幹をなすものであり、検討のスピードを上げ、早期に方向性を出すこと。
- ・料金改定から5年を目途にその妥当性、今後の料金改定の必要性を検討すること。

4 おわりに

水道は、町民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインである。本町の水道事業では、町民に安全な水を安定して供給するため適正な水質の維持に取り組まれている。

これからも、町民、使用者の視点に立ち、町民に信頼される水道となるよう努力されるとともに、健全な経営を維持しながら水道事業の使命である安全・安心な水道水の安定供給に引き続き務められたい。

別表

改定後の水道料金

(税抜き、1か月)

使用者区分	基本料金	超過料金(円/1 m ³ 当たり)	
		超過水量区分	単価
13mm	1,290	~10 m ³	0
20mm	1,350	11~20 m ³	145
25mm	1,500	21~30 m ³	165
30mm	2,100	31~50 m ³	190
40mm	4,000	51~100 m ³	235
50mm	5,500	101~200 m ³	280
75mm	11,000	201 m ³ ~	320
100mm	19,000	臨時用	350
公衆浴場 プール	12,700	~100 m ³	0
		101 m ³ ~	170